

## 地方創生総合戦略 2015 改訂版と新型交付金の概要

木村 俊文

早いところでは既に地方創生関連事業がスタートしている自治体もあるが、15年度に策定した地方版総合戦略に基づき、いよいよ本格始動の段階を迎える。

政府は、15年を「地方創生・元年」と位置付け、6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」を閣議決定し、地方創生の深化に向けた当面の取組方向を示した。9月にはアベノミクス第2ステージとして「一億総活躍社会」を創り上げる方針が示されたが、地方創生は「一億総活躍社会」の実現に向けて最も緊急度が高い取組の一つと位置づけられている。

こうした趣旨を踏まえ、12月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」が公表され、また地方創生関連を含む予算執行を前倒しするために15年度補正予算に続き、16年度当初予算が閣議決定された。

以下では、総合戦略 2015 改訂版のポイントや新型交付金の概要を整理する。

### 総合戦略の枠組みは変わらず

総合戦略 2015 改訂版は、6月に公表された基本方針 2015 をベースにしており、戦略全体の基本的な考え方に変更はない。改訂された主なポイントは、地方創生の深化に向けて政策メニューの拡充を図るとともに、自治体からの要望や実態を踏まえ目標数値を再設定したことである。

たとえば、「しごと」と「ひと」関連では、多様な地域資源を活用して効果的に観光・地域戦略を立案する新たな専門組

織（DMO）を全国的に推進し、19年度までの重要業績評価指標（KPI）として、DMO 設立数を10ヶ所増の100ヶ所、訪日外国人旅行消費額は14年実績（2兆円）を踏まえ4兆円に増額する目標を設定した。また、「まち」関連では、中山間地域など過疎化が進む地域において住民の活動や交流、生活サービス機能（診療所、商店、ガソリンスタンド等）を集約する「小さな拠点」を全国に1,000ヶ所設置し、住民の活動組織（地域運営組織）を3,000団体形成するといった新たな目標を設定した。このほか、政策メニューとしては、ICT等の利活用による地域の活性化、少子化対策において地域の取組を主体とする「地域アプローチ」の推進、政府関係機関の地方移転に関する対応方針なども盛り込まれた。

さらに、地域経済分析システム（RESAS）の普及促進など「情報支援」、地方創生リーダーの育成や派遣など「人材支援」、交付金や企業版ふるさと納税の創設など「財政支援」も提示され、これらを「地方創生版・三本の矢」と称している。

### 先駆性が重視される交付金

地方創生関連予算については、14年度補正予算で地域住民生活等緊急支援として、地域消費喚起・生活支援型（2,500億円、プレミアム付商品券等の発行支援）および地方創生先行型（1,700億円）の交付金が計上された。このうち地方創生先行型は、基礎交付分1,400億円が地方版総合戦略の早

図表1 まち・ひと・しごと創生関連交付金

(億円)

年度	名称	内容	金額
14年度補正	地域消費喚起・生活支援型	プレミアム付商品券等、ふるさと名物商品・旅行券等	2,500
	地方創生先行型	地方版総合戦略の策定、優良施策等の実施	1,700
	基礎交付	地方版総合戦略の早期かつ有効な策定および実施を支援	1,400
	上乗せ交付	自治体からの実施計画を受け、先駆的な優れた内容に対して交付	300
15年度補正	地方創生加速化	自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る	1,000
16年度当初	地方創生推進	16年度からの本格推進に向け、地方創生の深化を図る	1,000

(資料)まち・ひと・しごと創生本部の資料を基に作成

期の策定・実施を支援するために15年の早い段階で全国の自治体に配分されたほか、上乗せ交付分300億円は8月末までに自治体からの実施計画を受け、先

駆的な優良施策を選別して10月末に交付先が決定した。12月に公表された上乗せ交付分の優良50事例をみると、広域観光(DMO)推進事業のほか、地域連携による産業・地域ブランド化、戦略的な移住・定住促進や創業支援などの事業が選ばれている。

また、15年度補正予算では、地方版総合戦略に基づき実行される自治体の取組について、先駆性を高めレベルアップの加速化を図る観点から「地方創生加速化交付金」(1,000億円)が盛り込まれた。さらに、16年度当初予算には、地方創生の深化のための交付金「地方創生推進交付金」(1,000億円)が計上された。

いずれも、前述した14年度補正予算の先行型上乗せ交付金における優良事例などを参考にして具体的な事業を構築し、KPIを設定して先駆性のある事業推進(内容・実施体制・事業手法に新規制がある取組)を行い、事業終了後に外部有識者や議会の関与等も含めて効果検証(PDCAサイクルの整備)を行う、などの点では共通している。

ただし、16年度当初予算の推進交付金は、先駆的事业だけでなく、既存事業で制約・障害となっている隘路を発見して打開する取組や先駆的・優良事例の横展開を行う取組も対象となるほか、事業期間については

複数年度(～5ヶ年度)も可能となり、年度ごとにKPIの達成状況等を検証して再交付申請すれば、継続的に交付金を受けながら事業を執行できる仕組みとなっている。

交付日程は、15年度補正予算の加速化交付金が3月中下旬を目途に交付決定が行われる予定だが、16年度当初予算の推進交付金については、関連する地域再生法の改正・施行後となるため、状況によっては16年度前半と後半の2回に分けて交付決定される場合もある。

なお、15年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」は、引き続き1兆円の予算規模で継続することとなっている。

### 地域間格差が拡大する懸念も

ここで紹介した交付金のうち、16年度当初予算の推進交付金は、いわゆる「新型交付金」と呼ばれる。つまり、全国の自治体に一律に配分するのではなく、地方版総合戦略に盛り込まれた施策の良し悪しを国が評価して交付を決定するものである。したがって、交付額には差がつき、なかには交付額ゼロの自治体もありうる。

交付額の多寡によって「勝ち組」と「それ以外」といった地域間格差が拡大する可能性もあり、今後の動向が注目される。